

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

| | |
|-----------------------------------|----|
| 国際交流について/ファテメイ アビリシャーマン | 1 |
| 松方理事長対談シリーズ (4) 企業と企業財団の活動について | 2 |
| TOPICS 公益法人制度改革関連3法のあらまし | 6 |
| Report 25 研究助成金とオーバーヘッド(その2) | 9 |
| あの時のあの助成金 2 | 11 |
| インフォメーション/編集後記 | 12 |

教育は、今日の政治、経済、社会の仕組みが異なる世界中の国において、最も重要な問題の一つです。多くの国では、大学がどのようにそして何を学生に教えるかについて、似たような、しかし異なったアプローチをもっています。このような違いがあるため、世界の多くの地域において活発な国際交流が行われています。留学生は国々の間の文化、情報そして技術の交流のため重要な役割を担っています。近年、母国イランの大学生の間でも外国で勉強することに興味をもつ人は増えています。

私は電気電子工学の分野で好きな勉強をするために、イラン・テヘラン大学工学部電気工学科（通信コース）に入学しました。そのとき、実験のクラスで日本製の電気電子機器が多数使用されていることを初めて知りました。例えば、オシロスコープ、電子回路実験キット、ライントレース・ロボットなどです。これで、私は日本の大学で電気電子工学についてもっと勉強をしたいと考えるようになりました。もちろん、私の家族親戚の中に日本人の研究者を知っている、あるいは日本の大学に留学した経験がある者がいたことも理由の一つです。テヘランにある日本大使館を通して関連する電気電子分野で日本の大学の名前を捜して、幾つかの大学へ手紙を書きました。そして私の専攻分野でさらに勉強を続けたいと思うことについて説明しました。それらの大学の中で、室蘭工業大学は最初に返事をくれました。そのとき私は、どこが北海道なのか、どこに室蘭市があるのかまったく知りませんでした。ここ室蘭は、日本人学生でも北海道以外の東京、大阪、京都などに住んでいる人にとっては、聞いたことがないような地方の小都市です。もし日本の他の大学がもっと早く私に返事をくれたら、たぶん私はこの小

室蘭工業大学工学部博士研究員 ファテメイ アビリシャーマン

国際交流について

— 室蘭工業大学での留学体験 —



さくて静かで自然が美しい都市、室蘭を永久に知らなかったでしょう。

私は室蘭工業大学大学院工学研究科で勉学を始めたので、日本の高等教育システムを少しばかり知りました。それで、イランにおける大学教育と比較してみたいと思います。イランでは、大学4年間で電気電子工学に関する多くの科目を学びます。私は、それらの幾つかがこの修士課程（マスターコース）の講義やセミナーで教えられていることが分かりました。しかし、私が日本の大学で見出した相違点で優れた点は、4年生の学生が私の国では利用することが不可能な研究室（先生が管理する）で特別な研究テーマを与えられ、それに専念できることです。通常私の国では、各学生が単独で自分自身の卒業論文を仕上げなければなりません。そして、1週間に数回程度自分の指導教官に議論しに行きます。しかし、日本では卒業研究の学生は「何々」研究室と呼ばれる特別な部屋で他の配属された4年次学生と一緒に研究をします。他の異なる点は、イランでは4年次学生全員が実験できるほど実験用ツールが十分でないことです。それゆえ、イラン人学生は実験が苦手です。その反面、理論やシミュレーション解析が得意であると私は確信しています。

私は、日本の文部科学省、室蘭工業大学、そして丸文研究交流財団に日本で研究する機会を与えてくださったことにいつも感謝しています。日本に住んで日本人の間で暮らすことによって、彼らが勤勉で非常に親切、そして責任感が強く信頼できることが分かりました。帰国後も、日本の大学と研究あるいは仕事の上で協力を続けて、私の留学体験から学んだことを母国イランの若い研究者たちに助言することにより国際交流に貢献したいと思います。

松方理事長対談シリーズ (4)

企業と企業財団の活動について

日本経団連では平成2年に経常利益の1%以上を自主的に社会貢献活動に支出しようと努める企業や個人で構成する「1% (ワンパーセント) クラブ」を設立し、活発な社会貢献活動を推進しています。今回の理事長対談は、日本経団連1%クラブ会長を務める、アサヒビール会長で財団法人アサヒビール芸術文化財団の理事長でもある池田弘一氏に、企業と企業財団などについてお話を伺いました。

はじめに

松方： 本社のアサヒビールはCSRをかなり熱心に進められていると伺っております。アサヒビール芸術文化財団の理事長として、また日本経団連の1%クラブ会長としてのご活躍は、たぶんアサヒビールの社長時代からCSRに取り組んでこられた池田会長の基本的なお考えがベースになっているのではないのでしょうか。そういうことで、今日は企業と企業財団の関係などについても、お考えをお聞きしたいと思います。

アサヒビールの社会貢献のルーツ

池田： ご存知のように当社は戦前の大日本麦酒という会社が戦後の集中排除法によって朝日麦酒と今のサッポロビールに分かれてできたものです。私の入社は昭和38年ですが、昭和42年まで在職した、分割後の初代社長、山本爲三郎は文化活動にたいへん熱心な方でした。当時アサヒビールは、毎年海外の有名な音楽家を日本に招き、日比谷公園野外音楽堂をはじめ、全国で「アサヒビール・コンサート」を開いていました。

また陶芸家の濱田庄司さんたちの民藝運動への支援も行っていました。私は当時、九州の地方の営業担当で、有力なお得意先に濱田庄司作のジョッキなどを記念品としてお届けした記憶があります。

その当時はすごいなと思っていた程度だったのですが、後になって考えると、戦後の日本が荒廃し国民が呆然としていたときに、日本人がプライドを持てるように世界で一流の音楽家を招き楽しんでもらう、一流の芸術家を大事に育てる、ということをや山本社長が意識してやっておられたのだらうと思います。そしてこのような土壌がアサヒビールに育まれてきたのだと思います。

その後アサヒビールがだんだん苦しくなって、そのような活

動を続けることが困難になってきました。ところが昭和62年にスーパードライが大成功を取めます。そして平成元年に100周年を記念してこの吾妻橋に、新本部ビル「アサヒビールタワー」と「アサヒスーパードライホール」を建て、さらに芸術文化を大切にする伝統的な土壌を受け継いでアサヒビール芸術文化財団を設立しました。

松方： 隅田川に面したこのビルのデザインや金色の炎のディスプレイは非常に話題になりましたね。

池田： 当時の社長である樋口はアサヒビールが行っていることを積極的にお客さまに発信することに意を払っておりました。樋口の後を継いだ瀬戸社長は、「廃棄物再資源化100%」の取組みを始めました。工場からいろいろな食品廃棄物が出るのですが、それをすべて資源化しようとしたのです。平成8年に、業界では初めてではないかと思いますが、茨城工場で廃棄物再資源化100%を達成しましたが、他の工場でもそれに見習ってこうした運動が進みました。このような環境問題に対する取組みもあって、会社の業績も引き続き向上していきました。

われわれがつくるのはビールという消費財で、スーパードライをはじめお客さまの視点で商品を開発したというのが当社のポリシーです。しかしお客さまの満足というのが単に商品や味だけでなく、だんだん他の要素にも広がりを見せてきたのではないかと考えるようになりました。それが「廃棄物再資源化100%」運動などに広がり、CSRにたどりつくのです。会社にそういう先輩諸氏がつくった下地があって、われわれが今やっているCSRという言葉が本当に生きてくる。今CSRと騒がれていますが、そういうことをやろうということだけでは駄目なのだろうとつくづく感じます。CSRは企業の存続の土台である、企業活動そのものがCSRの上に立っていないと駄目だということとやっています。

(財)アサヒビール芸術文化財団 理事長

いけだこういち
池田弘一氏



アサヒビールのCSRについて

池田：CSRの前にコンプライアンスを盛んにいわれた時期がありました。担当者がコンプライアンスについて難しいマニュアルをつくろうとしたとき私がいったのは、「個人としても、会社人としても、実際にやっていることが自分たちの家族に話して理解してもらえるかどうか、そういうのがコンプライアンスの基礎だ」ということでした。そして、それをまず徹底しました。

その後それがCSRになっていくのですが、要はできるだけ透明性の高い会社にしよう、それがCSRの基本だということです。企業ですから、会社の戦略まで透明にする必要はありませんが、可能な限りオープンにするという精神でやろうということに徹しています。

松方：最近はどこも企業トップの方々の意識がかなり向上されているようですが、企業によってはそれが第一線の現場になかなかつながらない、と悩まれている方が多いのですが、アサヒビールの場合、隅々まで考え方が徹底している。どのようにされたのでしょうか。

池田：その理由の1つは、最近まで苦しい時代があったということもあるのでしょうね。スーパードライという商品で生き返ったときに、お客さまの声によって支えられ復活できたのだ、お客さまの支えがなかったら大変なことになる、という原体験が強く残っているということがあると思います。

それとお客さまに毎日飲んでいただく商品をつくっていますから、社内のあらゆる層にお客さまの声が入ります。商品の問い合わせやクレームだけではなく、何でああいうコマーシャルをやるのか、など宣伝の仕方にもさまざまなご意見をいただきます。逆にこの間のワールドベースボールクラシックを後援したことなどは、いいことをやったね、という応援も頂戴する。そういったことが社員のCSRに対する関心を強め、徹底が図られているのではないのでしょうか。

松方：実際に企業間の厳しい競争の中で、多少無理をしまいコンプライアンスとせめぎあいがあったということはありませんでしたか。そういう幾つかのケースを乗り越えて今日に至った、ということはないのでしょうか。

池田：それはありましたね。売れなくて苦しんでいた時代は商

品の鮮度も余り気にされない時代でしたので、古いものをお客さまに売り込むことを繰り返していたこともありましたが、業績を回復した今日では、スーパードライなど鮮度を重視しています。

第一線の現場の人ほどお客さまの声を身近に感じていますし、ただ単にコマーシャルがいいだけでは通用しません。他社と競争している中で商品だけでなくプラスアルファの部分が企業に対する好感度になっています。

私は昔からCSRという考え方はあった、当社のCSRの根本はわれわれの経営理念だ、とっています。

われわれのビジネスにつながらないことは長続きしない、と考えています。

松方：アサヒビールの周辺の方へのCSR教育について伺いたいののですが。

池田：一番最初に手をつけたのは、購買、資材関係です。4、5年前に方針を発表して、関係先にアサヒビールがこういうことでやりますからよろしく、と申し入れ協力してほしいとお願いしています。

松方：なかなか浸透していくのは難しいではありませんか。

池田：資材購入をできるだけ透明にしよう、見積などもネットですることできるようにしよう、ということで浸透を図っています。

日本経団連1%クラブ

松方：ところで理事長は日本経団連の1%クラブの会長（代表世話人）に就任されていますが、アサヒビールの実績が評価されたのではないのでしょうか。

池田：そういうことであつたら大変ありがたいのですが。日本経団連の1%クラブは平成2年に発足しましたが、経常利益の1%相当額以上を自主的に社会貢献活動に支出することに努める企業や個人が会員になっており、日本経団連の社会本部内に事務局があります。

松方：会員数はどのくらいでしょうか。

池田：日本経団連の法人会員は1,300社ぐらいありますが、そのうちの265社が1%クラブの会員となっており、個人会員は

松方理事長対談シリーズ (4)

企業と企業財団の活動について

1,000名を超えたところです。

主な活動としては、会員に対して寄付や社会貢献活動に対する情報提供、企業の社会貢献活動に対する理解の促進、企業や社員のNPOとのコーディネートも行っています。

1%クラブはバブルがはじけて厳しい時代に発足したのですが、企業が社会的存在として生きていくためには、人々から認められ評価されなければならないということで会員が集まりました。1%クラブやCSRの活動などが、バブルの崩壊のようにならない歯止めになるということだと思います。

残念ながらここ数年、非常に大きな災害や災難が世界でも日本でも起きている。1%クラブとしての対応を問われるのですが、輸出企業ならいざ知らず国内でしか活動していない企業が海外での災害にどのように取り組むべきか。スマトラ沖地震といっても大変だという気持ちはありますが、当社の活動とどのように関係するのかという問題が生じます。海外の援助は遠慮したいという国内企業の考え方もありますが、最近は世界各国で日本人の観光客も多くなり、その中には国内企業の社員関係者もいるかもしれない。国内企業とはいえ、いろいろな形で海外とのつながりも多くなっているのが実情です。海外のどの地域で起きた災害にも日本企業として相応のものはしなければならぬということ、判断基準を設け1%クラブも経団連を中心に支援の輪を広げています。

企業と企業財団の関係

松方：実は私もよく分からないので、アサヒビールの会長でもある理事長にお話を承りたいのですが。

最近は企業が単なる利潤追求一辺倒だけではなく、積極的に社会貢献活動も行うようになってきましたが、それと別に企業が財団を設立して活動しているところがある。アサヒビールも企業の本体がCSRという活動を積極的に展開されており、それ以外に財団を運営されている。このような企業と企業財団との役割分担をどのようにお考えになっているのでしょうか。

池田：そこは非常に大事なことだと思います。私は、財団は独自の存在価値があると思っています。当社には財団が2つあります。1つはこの芸術文化財団で、もう1つが学術振興財団です。

学術振興財団は昭和59年に設立した生活文化研究振興財団が前身ですが、もともとは戦前の大日本麦酒が行っていたのを引き継いだものです。芸術文化財団が設立されたのはちょうどメセナ大ブームのころで、朝日麦酒初代の山本社長時代からの企業の活動が出発点になります。

私が考えるに、企業が行う社会貢献活動は、社員レベルがもっと自律的に行う活動として定着してほしいと思っています。それをしないとアサヒビールという企業がお客さまに愛されない、ということになる。事業所も地元の人との交流を深める中で、CSRや環境問題などわれわれがすべきことが明らかになってくると思います。例えば仙台支社があることをやれば、九州支社も別のことを考える、という具合に広がってきます。

キッズプロジェクトというのができていますが、これはある部署の女性社員が始めた、施設の子供たちを支援するボランティア活動で、社員を中心に海水浴等に連れて行き、子供たちと触れ合う活動をしています。次第に広がりを見せ、高く評価されるようになりました。またワンビールクラブというものもありまして、1杯飲んだつもりで社会貢献活動の資金を積み立てるということも行っています。

このような企業の活動に対して、財団の活動は継続性が重視されるのではないのでしょうか。企業の活動には会社の仕事に関連する、ビジネスとのつながり強いケースもありますが、それはそれで企業の社会貢献としてはかまわないと思っています。

松方：社会貢献の組織はあるのですか。

池田：社会環境推進部が担当しています。CSRはグループCSR委員会が担当です。

松方：財団の担当は。

池田：財団についても社会環境推進部が担当になっています。

アサヒビール芸術文化財団の活動

松方：芸術文化財団の具体的な活動について少しお話いただきたいのですが。

池田：芸術文化財団は、アサヒビールのメセナ活動の一環として運営されており、助成事業と芸術賞の表彰、それに美術館の運営の3部門に分かれています。助成事業は、美術、音楽、舞

(財)助成財団センター理事長

まつかた こう
松方 康

台芸術の分野の活動に対し、1件当たり100万円を基準として助成しています。アサヒビール芸術賞は未来に向けた文化の創造に寄与するため、斬新な芸術活動の発掘支援を行う賞です。美術館は「アサヒビール大山崎山荘美術館」といって、京都にあります。

助成はできるだけ若手、新人を対象にするようにしています。選考委員は通常その道のオーソリティが就任することが多いのですが、若い人を理解できる方をお願いすることにしました。スーパードライで復活して“チャレンジ”というのが会社のキーワードになっておりまして、財団も若い人のチャレンジ、挑戦に対して助成しようということにしています。

松方：今お話になられた選考委員はどのようにして選んでおられますか。

池田：選考委員は事務局で選り理事会の承認を得ますが、任期を2年として、再選はしないということを始めただけで、その成果を見守りたいと思っています。

美術館は文化財にも登録されている古い建物で、若い方から年配の方まで幅広くおいでいただいております。運営もこれに合わせ柔軟に対応致しております。場所も離れておりますので、美術館と助成・顕彰事業とに分かれて運営しているのが現状です。

—— 公益法人制度改革への期待 ——

松方：ご案内のとおり、先般公益法人制度改革関連3法案が国会で成立し2年後には公益法人制度が大きく変わることになりますが、この点についてなにかお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

池田：やっぱり寄付金の税制のあり方をよく考えなければならぬのではないのでしょうか。

松方：寄付金を含む公益法人税制の問題ですね。

池田：いろいろな問題があるのですが、寄付金に対する税の優遇制度が確立されなければ企業も個人も支援が困難になるのではないのでしょうか。

私はたまたま経済同友会で地方行財政の部会を預かっていますが、日本の財政を考えれば国のお金は全然出てこない、これからは民の力、民間の寄付金を活用する時代だと思っています。

松方：そういうことをいわれて何年にもなりますが、なかなか実現しませんね。今度の制度改革で公益法人に対する寄付金優遇税制が認められる方向に進んでいるようですが、是非実現してもらいたいと思っています。

ところでアサヒビールには財団は2つありますが、今度の制度改革で各省庁に分かれた監督官庁制度がなくなることになり、2つの財団を統合することができるようになります。財団というのは歴史的な経緯から2つあるかと思いますが、統合についてはどのようにお考えでしょうか。

池田：2つの財団はそれぞれ成り立ちも違い目的も違うので、別々にやっていこうと思っています。企業財団の場合どうしても企業経営に左右されますから順風満帆のときはいいのですが、一本化して少し苦しくなると、経営者としてはまあちょっと辛抱してもらおうかということになりかねません。先輩が残してくれたものは、その思い、志をきちんと残していくべきであると思います。

—— センターのあり方、要望 ——

松方：私は昨年4月から助成財団センターの理事長を仰せつかったのですが、レーゾンドールがはっきりしなくなってくるということで、近未来的にセンターがどういう仕事を行ってほしいかということを決めて、必要な体制を整えてやっていきたいと検討しているところです。助成財団の理事長というお立場で、センターにご要望があれば承りたいのですが。

池田：アサヒビールの財団もそうですが、財団の活動を広く分かりやすく知らせる必要があります。

こういう機関誌を出されるのもとても大切なことです。活動を広く知らしめるということが、これから一番重要ではないかと思っています。芸術文化財団の活動も、社員に広く知らしめることによってもっと業務展開がやりやすくなるでしょう。

助成財団センターさんには、税制の優遇の推進など、制度面での改革推進のバックアップについて、これまで以上にご努力いただければありがたいと思います。

(文責：堀内生太郎)

公益法人制度改革関連3法の あらまし

(財)助成財団センター専務理事 堀内生太郎 ほりうちせいじたろう

平成18年5月26日、参議院本会議で公益法人制度改革関連3法案が可決、成立し、6月2日に公布されました。明治29年に成立した民法で規定された公益法人制度が、実に108年ぶりに改められることになったのです。この法律の施行日は、公布後2年6月以内の政令で定める日と規定されており、現時点では正確な日にちは分かりませんが、いずれにせよ平成20年中に施行されることとなります。

この公益法人制度改革関連3法は、詳細を来年度中に制定される予定の内閣府令を含む政省令に委ねられており、現時点で新制度の全容を詳細に説明することはできませんが、制度の骨格は示されていますので、以下にそのあらましを述べることにいたします。

1. 新制度のあらまし

(1) 公益法人制度改革関連3法とは

公益法人制度改革関連3法の正式な名称は次のとおりです。

1) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

公益性の有無を問わず設立が認められる一般社団法人、一般財団法人の設立、組織、運営、管理を規定する法律。以下本文では「一般法人法」といいます。これまでになかった新しい法人制度を規定するこの法律は、全7章344条で構成されています。

2) 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」

現行の公益法人（社団法人、財団法人）に代わり、新しい公益法人（公益社団法人、公益財団法人）を規定する法律。以下本文では「公益認定法」といいます。公益事業を適正に実施し得る公益法人を認定し、適正な実施を確保するための措置等を定めたこの法律は、全5章66条で構成されています。

3) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

前記2法の制定に伴う中間法人法の廃止と民法の一部改正等を規定する法律。以下本文では「整備法」といいます。現行の公益法人を新制度の公益法人等に移行する手続きが盛り込まれており、全13章457条で構成されています。

(2) 一般社団法人・一般財団法人の新設

1) 公益性は必要なし

一般法人法により新しく誕生した法人が一般社団法人と一般

財団法人です。これまでの公益法人と異なり、事業の公益性は必要ありません。

2) 準則主義で設立

一般社団法人、一般財団法人は株式会社などと同様、公証人の認証を得た定款を登記することによって成立します。この法人を監督する主務官庁はありません。

3) 一般財団法人は300万円で設立

財団法人の設立には一定の基本財産が必要とされてきましたが、一般財団法人は300万円以上の財産があれば設立することができます。

4) 一般財団法人の「定款」

財団法人の運営の基本規則は「寄付行為」でしたが、一般財団法人では一般社団法人と同様、「定款」と改称されます。

5) 理事会と評議員会

財団法人はこれまで主務官庁の指導により評議員会を設置してきましたが、一般財団法人は評議員と評議員会の設置が法定されました。理事は評議員を選任できませんが、評議員は理事を解任することができます。また定款変更は評議員会の専決事項になります。

なお理事会や評議員会は、委任状による代理出席は一切認められなくなりました。

(3) 公益認定制度(新公益法人)

1) 行政庁（内閣総理大臣と都道府県知事）が認定

「主務官庁」（大臣、都道府県知事）制度が廃止になり、公



公益認定法では「行政庁」（内閣総理大臣，都道府県知事）が所管する公益法人を監督することになります。

2) 設立許可制度から公益認定制度へ

主務官庁の自由裁量による公益法人設立許可制度から，一般社団法人，一般財団法人が行政庁に申請し，法定基準を満たせば公益認定を受ける制度に変わります。

3) 公益認定基準の明記

公益認定法は18項目の公益認定基準を設けており，主要な部分が内閣府令を含む政省令に委ねられています。今後制定される政省令等の動向が注目されるところです。

なお，公益認定法は不特定多数の者の利益の増進に寄与する事業を公益目的事業と定義し，具体的な事業内容を公益認定法別表に記載しています。

4) 公益認定等委員会

内閣府に有識者委員7名による公益認定等委員会を設置し，公益法人の認定等を内閣総理大臣が諮問することになっています。これと同様の組織は，各都道府県にも設置されます。

(4)新公益法人の税制

公益認定法は，公益活動の促進を図るための税制上の措置について，曖昧な表現ですが規定しています。

昨年の政府税調の専門部会報告では，新公益法人は現行の特定公益増進法人並みの優遇を行うのが好ましいとしています。公益法人税制の内容が決まるのは，平成19年12月ごろになるものと予想されます。

2. 新公益法人への移行制度

(1)現存する公益法人の行方

1) 新制度の法人への移行（移行期間5年）

社団法人，財団法人は，新法施行日後は一般社団法人，一般財団法人として存続することになりますが，これらの法人は一般法人法に基づいて設立された一般社団法人，一般財団法人と異なり，また公益認定法に基づく公益認定を受けた公益法人とも異なるため，特例社団法人，特例財団法人と称して区別され，施行日から5年の移行期間中は，旧来の主務官庁の指導監督を受けます。財団法人の「寄付行為」は，特例財団法人では「定款」と読み替えられます。

特例社団法人，特例財団法人は，移行期間内に新しい公益法人（公益社団法人，公益財団法人）に移行する手続きが必要です。

2) 公益認定申請手続き

新しい公益法人へ移行するには，整備法の規定に基づき，行政庁に公益認定申請を行う必要があります。手続きには，申請

書のほかに，「公益社団法人〇〇〇〇」「公益財団法人〇〇〇〇」という法人の名称を含む定款変更案などの書類が必要です。認定の可否は，公益認定法に基づく認定基準に照らし合わせて行われることとなります。

認定が得られれば，新制度の公益法人となり，行政庁の監督下に置かれます。

(2)公益法人に移行できない場合

1) 一般社団法人，一般財団法人へ移行の認可申請

新しい公益法人への認定が得られなかった場合は，行政庁に一般社団法人，一般財団法人へ移行する認可申請を行うこととなります。

一般社団法人，一般財団法人は準則主義で設立され，行政庁の関与はありえませんが，既存の公益法人は税制上の優遇を受けた資産を保有しており，公益法人の資格を失うことにより従来税制上優遇されて生じた資産の処分方法等について，行政庁の認可を受ける手続きが必要となります。

2) 公益法人の解散

移行期間中に移行できなかった公益法人は，期間満了と同時に解散になり，残余財産は定款による所定の手続きに基づき処分されます。

(3)新しい公益法人への移行のための準備

既存の公益法人は新しい公益法人への移行に際し，公益認定基準に基づくチェックを受けることとなります。今後制定される政省令や条文の解釈次第で予期せぬ結果を招くこともありますので，今からその対策を考えておかねばなりません。

1) 事業の見直し

助成財団は公益性認定で有利な事業であると考えられますが，この機会に，実施している助成活動の効果を客観的な立場から考えてみる必要があります。助成先に感謝されるのはあたり前で，評価の基準にはなりません。第三者から見て，助成金額にふさわしい活動かどうか，それが社会的にどのような効果を及ぼしているか，が重要です。情報が公開され，どこのどのような活動にいくら助成したのかが，第三者が助成財団の活動を評価する判断材料のひとつとなります。

2) 理事，評議員の人选

新制度で特に注目されるのが，理事や評議員，理事会と評議員会など，公益法人の機関のあり方で，これまでの理事会重視の考え方が大きく変わっています。特に評議員の選任方法や権限が大きく変わり，人選に今までと違った考え方が必要となります。

3) 定款（寄付行為）の改定

財団では寄付行為が定款と読み替えられますが、新制度への移行に際し定款を公益法人制度改革関連3法に適合するように変更する必要があります。これらの法律は多くの政省令で組み立てられていますので、その内容が分からないと、定款変更ができません。来年度後半と予想される政省令の制定を待って、定款変更作業を行うことになります。

4) 情報公開に備える

本年度から導入された会計基準や新しい公益法人制度では、残念ながら公益性を第三者がチェックする上で最も重要な、活動内容と資金の支出を関連させた情報の公開についてあまり触れていません。当センターが収集し公開している助成関係情報が、公益性の判断や評価のうえで、今後ますます重視されることになるでしょう。

3. これからの活動

(1) 政省令の動き

公益法人制度改革関連3法の政省令案は、来年4月ごろに活動を開始する公益認定等委員会に諮問されることになります。その後パブリックコメントを求めた上で、平成19年度中に制定される見通しです。

センターとしては、公益認定基準を中心に関連する政省令を助成財団の立場から点検し、関係方面に必要な働きかけを行ってまいります。

(2) 税制の動き

新しい公益法人に対する優遇税制は、国会での付帯決議にも触れられており、前向きに検討されることと思われませんが、予

断は許しません。今後の成り行きを注視し、政省令と同様、関係方面に必要な働きかけを行う必要があります。

☆公益法人制度改革の経緯

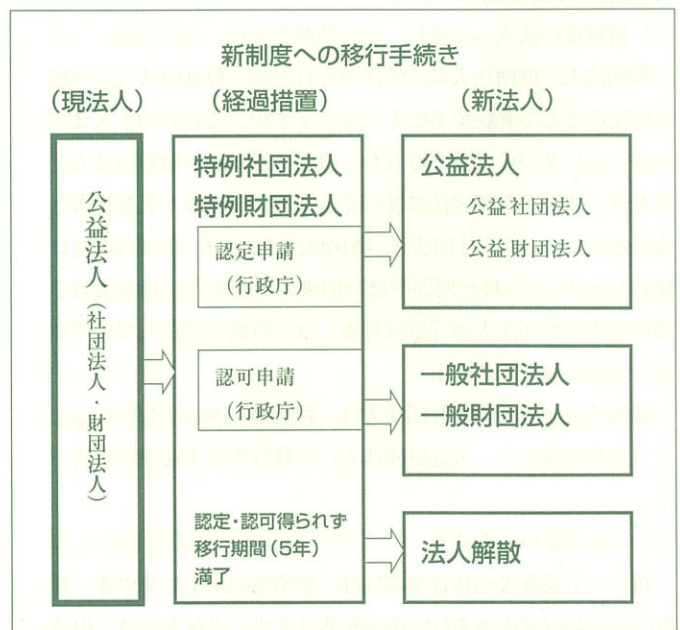
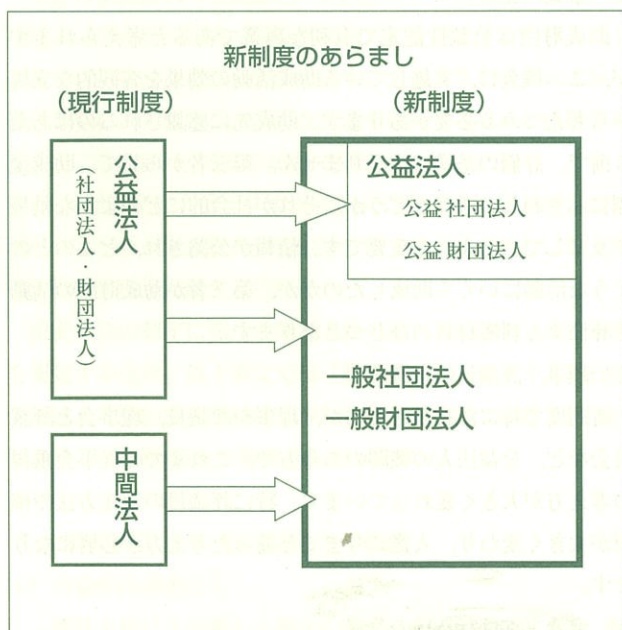
公益法人制度改革は、公益法人の不祥事や、公務員の天下りなどが社会問題となったのを契機に、行政改革の一環として取り上げられてきましたが、検討の過程で公益法人制度そのものを改革する必要があることが分かり、平成14年3月28日の閣議で、公益法人制度の抜本的改革に向けて政府として取り組むこととし、平成17年度末を目途に、法制上の措置等を行うことが決まりました。

ついで平成15年6月27日には非営利法人を公益性の有無を問わず準則主義で設立できるとする、公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針が閣議決定され、平成16年12月24日には住友財団石川専務理事が委員として参加した有識者会議の報告を受けて、公益法人制度改革を含む行政改革大綱が閣議決定されました。

この閣議決定に基づき内閣官房で立法作業が進められ、平成18年3月10日に公益法人制度改革関連3法案が国会に提出され、衆議院本会議で可決の後、平成18年5月26日に参議院で可決され、成立しました。

これらの法律および衆参両院での付帯決議は、センターのホームページの助成財団フォーラムをご覧ください。

(http://www.jfc.or.jp/kaiin_page/index.htm)



研究助成金と オーバーヘッド(その2)



(財)助成財団センター総務企画主査 小林充治こばやしみつはる

Views No.55では、国立大学へ研究助成金等に対する委任経理やオーバーヘッドの実態に関する調査を行った結果を報告した。今回も引き続き、公立大学および私立大学についての調査結果を報告する。

1. 調査の内容

平成17年12月に73公立大学と224私立大学（全国の私立大学より地域ごとにバランスを取り抽出）へ、委任経理やオーバーヘッドの実態に関する調査表を送り、公立大学は50大学（約69%）、私立大学は129大学（約58%）から有効回答を得た。

2. 委任経理の質問・回答

助成金を研究費と学会等派遣費、表彰の賞金に分けて委任経理の現状を尋ねた。なお私立大学に対しては、委任経理自体が存在するのかわからなかったため、個人経理の反対という意味で代わりに「機関経理」と定義して尋ねた。その結果「研究費」は公立大学26%・私立大学30%で、国立大学82%との差は際立っていた。

また「学会等派遣費」は公立大学6%・私立大学12%、「表彰の賞金」は公立大学2%・私立大学2%で扱いがほとんどないに等しい。

同様に根拠となる規定を設けている大学も少なく、両者ともに約30%であった（国立大学は95%）。

まるで委任経理という事務処理は国立大学特有のものではないかと思ってしまうような回答となった。

3. オーバーヘッドの質問・回答

助成金を研究費と学会等派遣費、表彰の賞金に分けてオーバーヘッドを徴収する根拠となる規定について尋ねた。その結果、徴収規定を設けているのが「研究費」では公立大学22%・私立大学25%となった（国立大学は47%）。「学会等派遣費」は公立大学8%・私立大学1%（国立大学32%）、「表彰の賞金」は公立大学6%・私立大学3%（国立大学28%）で多くが対象にはなっていない（図1参照）。

オーバーヘッドの徴収は国立大学の場合、①大学本部のみ、②学部局のみ、③大学本部と学部局の両方と3とおりあり、すべて合わせると大学本部では40%が徴収していた。それに対し公立大学・私立大学では、①大学本部のみがそれぞれ20%（10大学）・25%（31大学）となり、その他では②学部局のみが1私立大学であった。

そこで大学本部でのオーバーヘッドの徴収割合をみると、公立大学では助成金額の「5%」を徴収するところが全体の8%で最も多く、次いで「10%」の徴収が6%であった。私立大学では助成金額の「10%」を徴収するところが全体の13%で最も多く、次いで「5%」

の徴収が3%であった。なお私立大学では4大学が条件により複数の徴収割合を設けていた。国立大学でも「5%」「10%」が多く、大学全体として「5%」「10%」が一般的割合といえそうである（図2、3参照）。

また数値の算定基礎は、「光熱水料費・人件費等の事務諸経費から算出」したところが3公立大学・7私立大学、「他大学の状況を勘案し割合を決定」したところが1公立大学・2私立大学、その他では「施設設備利用料として」が3私立大学に見られた。おおむね国立大学と似た結果となった。

オーバーヘッドの免除規定は、公立大学・私立大学ともに6%が設けており、国立大学の33%に比べかなり少ない。ただ、元々オーバーヘッドを徴収する比率自体が少ないという背景はある。

主な項目は、公立大学では「オーバーヘッド徴収が困難である資金の場合」が1件、私立大学では「助成団体が徴収を認めない場合」が2件、「公益法人・公共団体等からの助成金」が3件あった。

4. 調査結果より

現状で公立大学・私立大学が、国立大学に比べて研究助成金等に対する委任経理（私立大学では機関経理）やオ

図1 助成金種別によるオーバーヘッド徴収状況

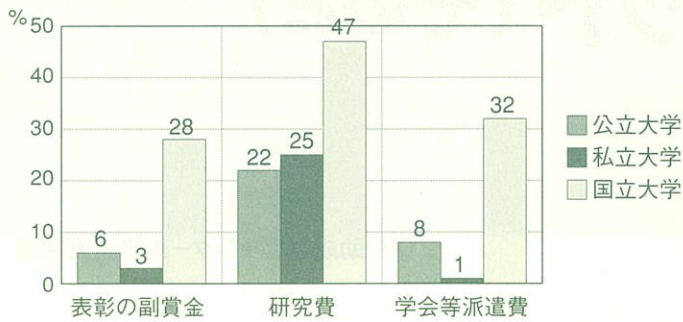


図2 大学本部の割合数値分布(公立大学)

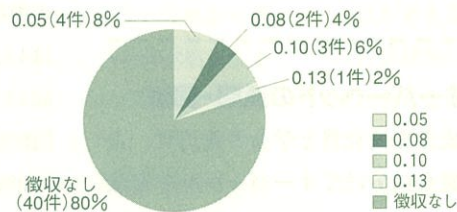
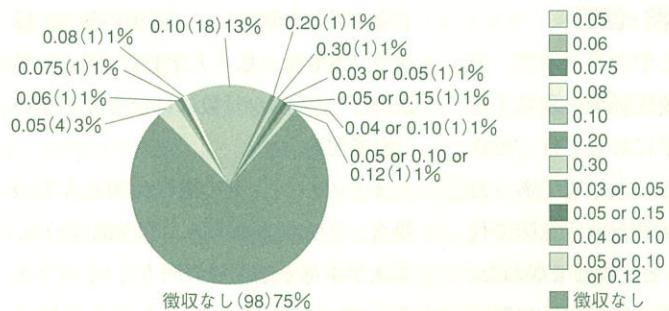


図3 大学本部の割合数値分布(私立大学)



オーバーヘッドを実施しているのは、少ないことが鮮明になった。

しかしながら公立大学や私立大学も、今後は国立大学に追随することも予想される。国立大学も更にオーバーヘッドを強化するという情報もある。オーバーヘッドの定義そのものが明確でないところから若干の混乱はあるよう

あるが、助成財団としてはこの問題について何らかの対応を必要とする時期

にきているのではなかろうか。

助成財団センターでは、民間助成金の適切な使途を確保する観点から、このように定義の定まらず、各大学でその内容も統一されていない「オーバーヘッド」の取扱いについて、有志財団の賛同を得て大学側に善処を求める申入れを行うことしております。



視覚障害のある小学生に漢字教育教材を作成する 「点字学習を支援する会」

あの時のあの助成金

2

—道村静江会長に聞く—

今回は横浜市立盲学校に道村先生を訪ね、視覚障害のある小学5年生に漢字学習する授業を参観した後、お話を伺いました。先生は「点字学習を支援する会」を設立、手作りで小学生に漢字を教育するための教材をつくり、教えておられます。この教材を出版し多くの子どもたちに使ってほしい、先生の願いをかなえたのは三菱財団でした。

■教材作成費用の確保にご苦労されたようですが■

漢字の形を特殊なインクで浮き上がらせて表示する印刷物を作成するには、大変な労力と莫大な費用がかかります。多くの子どもたちに漢字学習の副教材を提供したいという熱い思いから、最初は資金を提供していただけそうな有名企業に資金援助の手紙を出していたのですが、どこの企業も厳しい経済情勢下であって、というお断りの返事ばかりでした。

あるとき助成財団があると教えられ、たどりついたのが三菱財団でした。

■漢字教育を考えられたきっかけは■

私はもともと理科系で国語は専門ではありませんでした。盲学校で中学生を教えていたころ、パソコンの発展で視覚障害者も目が見える人と同じ漢字仮名交じり文を打ち出せるようになりました。同音異義の漢字をパソコンが読み上げ、その中から適切な漢字を選ぶのですが、肝心の漢字が分からないためできあがった文は誤字だらけです。

漢字教育の必要性を感じ、小学6年生までの漢字の音訓読みについて1,000頁にも及ぶ資料を作成したり、点字ソフトを使って1学年ごとの教材を作成したりしました。実際に使ってみると、子どもたちはおもしろいように漢字を覚えていきました。

この資料データはホームページからだれでもダウンロードできるようにしたのですが、活用するためには点字プリンターが必要です。高価な点字プリンターはどこにでもあるわけではない。これを一般教材として、印刷物として多くの人に使ってほしい、自宅で点字が読めない親や兄弟が教えられるように、文字を併記した点字教材がほしいと考えたのです。

■選考面接はいかがでしたか■

一片の助成申請書では書き切れなかったところを、三菱財団の選考面接では十分に説明することができ、漢字教育教材の必要性について理解を得ることができました。助成金の申請は当初1年生の分だけでしたが、選考面接の際に「これは画期的な内容であり、1年生の分だけで良いのですか、2年生以降はどうするのですか」と聞かれ、まだ見通しが立っていないとお答えすると、「1年生だけでなく2年生の分も合わせて申請するように」とのアドバイスをいただきました。

三菱財団からは380万円をいただきましたが、このほか神奈川県新聞社に飛び込んでお願いしたところ、共同募金会の歳末助け合いの配分を得ることができました。この最初の冊子ができたことが、2年生以降の出版助成を各方面にお願いする上で非常に役に立っています。

■その後の資金確保は(継続助成)■

三菱財団からは最初2学年分まとめて、次に3,4年生分用をまとめて助成していただき、現在4年生用を作成中です。これから作成する5,6年生用も助成していただけるのではないかと期待しています。毎年続けてではありませんが、2年分をまとめて申請することにより、実質的に1年おきの3回の申請で小学6年分ができあがることになります。

三菱財団には実によく面倒を見ていただいています。石崎常務理事から随時、他の助成財団の方を紹介していただき、訪問してまいりました。すべてのところで助成していただけるわけではありませんが、どこも必ず会って話を聞いていただける、活動を理解していただける。その中には助成していただけるところもあります。また、昨年12月には私たちの活動が認められ、読売光と愛の事業団の第3回読売ブルデンシャル福祉文化賞をいただくことができました。

助成金をいただくだけでなく、その後の活動にも目を向けて支援していただく助成財団の活動は、本当にありがたいことだと感謝しています。

■今後どのように活動を展開されるつもりですか■

この教材で漢字を学んで小学校を卒業した子どもたちが中学に入り、新しい漢字に挑戦することになります。中学生で習う常用漢字教材も必要になるでしょう。

これも三菱財団からのご紹介ですが、漢字検定に視覚障害者の部を設けてほしいという提案を日本漢字能力検定協会に申し入れました。当面は無理ですが、検討の余地はありそうだとの姿勢を示していただきました。併せて6年生までの3か年分の助成をいただけることになりました。今後多くの視覚障害者が目標をもって漢字を学習し、実力だめしができる「点字使用者のための漢字検定試験」が受けられる日がくることを待ち望んでいます。

(インタビュー 堀内生太郎)



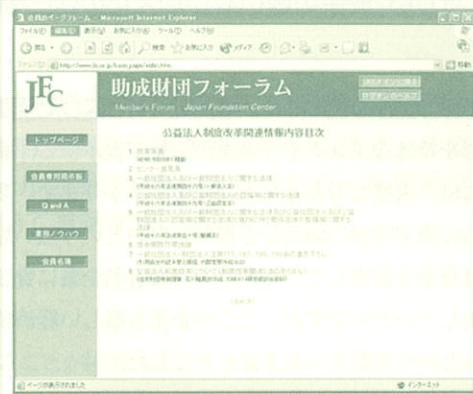
I N F O R M A T I O N

センターのホームページをリニューアル

センターのインターネットサイトのホームページを新しくしました。

センターからのお知らせと、会員財団の助成活動(募集、決定一贈呈式等)の情報をいち早くお知らせするために、「センターからのお知らせ」と「助成財団ニュース」をトップページに新たに配置しました。

また会員向けページ「助成財団フォーラム」では、公益法人制度改革関連情報を掲載する「制度改革情報」ページを新たに設けました。こちらも逐次情報を新しく更新していきますので、ぜひご利用ください。



訂正のお願い

Views No.55資産総額上位100財団(p.6)と年間助成額上位100財団(p.7)の表において以下のとおり誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

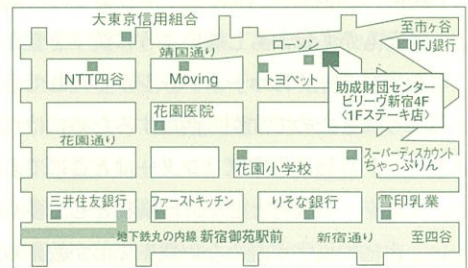
- ・p.6とp.7の表の右段(51~100位)の年度が2002と2001になっていますが、左段と同じ2004と2003の誤りです。
- ・p.7の年間助成額34位の電通育英会の金額が210,36と表示されていますが、210,360の誤りです。

編集後記

◆6月2日公益法人制度改革の三法が国会を通過し、公布されました。いよいよ制度改革も、公益認定等委員会の設置、政省令の制定に向けて第二ラウンドに入りました。助成財団センターでは、引き続き、本誌、WEBサイト、メールマガジン、研修会等で最新の情報を提供してまいります。また、センターでは助成財団から制度改革についての疑問、質問、意見をお聞きして、その回答をWEBサイトに逐次掲載していく予定です。皆様からの質問、ご意見をお寄せください。

◆5月から6月にかけて、NPOを対象とした民間助成金の説明に熊本、長野と行って参りました。皆さんの関心が高く、どこでも熱心な意見交換をすることができました。民間の助成財団の存在をもっと知ってもらうこと、また財団の側も待っているだけではなく、積極的に地域に出て行く必要性を感じました。

(湯瀬 秀行)



※地下鉄丸の内線新宿御苑駅前の四谷寄りの出口をご利用下さい。(四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。)

JFC Views No.56 July 2006

編集・発行 財団法人 助成財団センター
発行日 2006年7月20日
編集・発行人 堀内生太郎

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階
Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858
URL <http://www.jfc.or.jp>
E-mail pref@jfc.or.jp